

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第十二の表九の項中第十三号を第十六号とし、第十号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、同項第九号の次に次のように加える。

10 近接照射イミュニティ試験	イ 一般機器規格	一件につき	一三、一一〇
	ロ 車載機器規格	一件につき	一五、九八〇
11 磁界イミュニティ試験		一件につき	七、四二〇
12 レーダーパルス試験		一件につき	一六、四四〇

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提 案 説 明

近接照射イミュニティ試験に係る電気試験手数料を新たに徴収する等のため、この条例を定めようとする。